

野々市市まちづくり基本条例策定委員会第11回 議事・要旨

2014年6月16日(月) 19:00~21:00

野々市市庁舎201会議室

【委員14名】池田、亥野、大島、大森、小竹、小堀、小松、中村、新美、林、藤田、谷内、山岸、吉岡
(五十音順、敬称略)

【職員ワーキンググループ9名】山崎、前川、熊谷、池多、有東、宮岸、水野、石田、小泉

【アドバイザー】神谷浩夫

【ファシリテーター】森山奈美

【事務局3名】金場、栗山、舟崎、中谷、北

【欠席】絹川、村井、古谷、池上、勝井、水元、飯山、榊原

◇今回の会議で決定したこと

- ・前文は書き方を変える。
- ・第1条は短くする。
- ・第2条は市民の定義は事業と活動の表現を検討。
- ・参画という言葉を検討。
- ・次回はもう一度原点に立ち返り、中身としては何を大事にするか、条例でどんなまちを作ろうと思っているのかをまとめる。
- ・これまでの議論で、ほぼ合意がとれている項目については見える化する。

◇振り返りシートの意見(●は後日意見)

【第11回会議全体について】

- ・会議のボリュームが多くて大変。
- ・話し合いの時間が足りず中途半端で終わり、把握できなかった。内容が濃くなってきたので仕方がないが、2時間ではなかなかハード。まだ話し合うべきことが多いが進行が遅いので心配。
- ・時間のかかる内容だと思ったが、スムーズに進んだ。全体議論は時間がかかるがグループ別の意見出しで効率的に会議を進められた。
- ・議論が煮詰まり大変だが多様な意見があって楽しい。
- ・前回会議を振り返ることもでき、いい会議になった。
- ・違った視点で見ることで今は想定していない意見が出た。ブラッシュアップにつながる。
- ・少し内容が見えたがそもそもの課題を整理したい。

- ・攻めのまちづくりの考え方がとてもわかりやすく、皆の意見が統一できると思う。
- ・今日の会議の前にもう一度ワーキンググループで会議を行うべきだった。

【条例案全体についての意見】

- ・条例案は市民が読むには堅く難しく読むだけで労力を使う、読む気をなくす。どこにもないシンプルでやわらかい表現にするのが良い。(複数)
- ・委員の思いが条例案に反映できてない、これまで話し合ったイメージと条例案との差が大きい。(複数)
- ・ワーキンググループからの条例案は作るのが大変だったと思う。(複数)
- ・まちづくりという言葉があいまいなので定義が必要。
- ・ワーキンググループの条例案があるおかげで話し合いがスムーズに進む、ありがたい。
- ・ワーキンググループでは条例は型にはまったものでなければならぬと考えていたが、委員はやわらかく理解しやすい表現を求めている。
- ・この条例をきっかけに、表現を市民にわかりやすいものにしたい。市民の立場になって読むと何をすれば良いかわからない。
- ・今の案には具体性がなく重複している部分もある。

【シンプルで分かりやすい条例】

- ・条例を誰に読んでもらうのか、誰に向けて、何の為に作っているのかを明らかにすべき。(複数)
- ・行政は～支援を行うという表現が何度も出て来るといった意見が印象に残った。簡潔で素晴らしい。(複数)
- ・難しい言葉を使うより、条文の説明部分を本文にすると読みやすくわかりやすい。逐条解説で条例を作ってはどうか。(複数)
- ・条例案は法律用語が入るので市民に読んでもらえるか疑問。条文を簡潔にして解説をつけることが必要。巻末で説明するのも良い。(複数)
- ・文書法規担当に条例でどこまでくだけた表現が許されるか確認が必要。他自治体のまちづくり基本条例以外の条例でくだけた表現のものを調べる必要あり。

- ・これまでに議論して出た、条例をわかりやすく、簡単な言葉で、野々市らしさなどの意見をまとめる。
- ・先日、福祉活動計画を入手したが、わかりやすい表現で、心の在り方がよく表現されていた。

【野々市らしさ】

- ・野々市とわかる言葉が入っていない。野々市らしさが見えない。野々市らしさをもっと出したい。(複数)
- ・条例としてふさわしい言葉の表現があるのか、くだけた表現の条例を考える事は野々市らしさになる。
- ・野々市らしさとは何なのか、歴史を書く事か、どうすることが野々市らしさを取り入れたことになるのか。七尾と同じではいけないのかが印象に残った。
- ・「野々市とは」と書くよりも、今までにない条例で、読みやすく、具体的役割を書くなどを盛り込むことで野々市らしさが出る。
- ・野々市らしさは前文か、第1章など文章中で出すのか議論が必要。
- ・現時点での条例案は他の自治体の真似なので、市民から広く意見を募りオリジナリティを含んだ野々市らしい文案を含めたい。小田原が素晴らしい。
- ・野々市は金沢のベッドタウンだが若い人が多い、インフラは白山地域に頼っている状況。

【条例案に入れたい意見】

- ・第4章に力を入れたいので今後も野々市を彷彿とさせる情報共有を考えたい。攻めの姿勢に情報は必要。
- ・市民の役割と責務については役割と関わりを明示し、責務については不要と考える。
- ・ワーキンググループの役割と立場は何か。
- ・経費の応分負担をワーキンググループに理解してもらえるように再度検討したい。
- ・第2条の定義は必要か。他の自治体の条例には記載されていないものもある。用語の説明のような感じで記載しても良いと思った。
- ・国や県、他の自治体との連携、国際社会における連携と協力について書く必要があると思う。

【その他の意見・要望・質問】

- ・条例案を初見で検討する時間がなかったので事前配布して欲しい。(多数)

◇議事・記録

1. 開会

2. 第10回会議の振り返り

■第10回会議の振り返り

- ・第10回会議では、議会や議員については学ぶ機会を検討すること、会議を1回休みにしてワーキンググループで条例案作りを行うことが決定した。
- ・持ち越しとなっている議題は、議会の役割、市民の定義、住民投票、他の市や町との連携、行政の行動範囲、野々市らしさをどこに入れるか。
- ・まちづくりの各主体の役割と責務、情報共有については野々市の現状を見てどうするか文章にする。
- ・全体討議については、小グループでの議論よりも活発に意見が出たという意見が多数。前回会議の内容については、行政と職員、市民と議員の関係が捉えきれないという意見、議会について勉強したいという意見が出た。
- ・会議後の意見としては、市民の役割と責務の議論で出た経費の応分負担についてと、その際の学生の扱いについての検討が必要だという意見があった。
- 応分負担には納税があるが、住民票のない人の応分負担には納税以外の方法があるか検討が必要。
- ・条例全体については、条例は野々市らしくシンプルなものが良いという意見、野々市らしさの何が難しいという意見、主体を細分化すると条文が増えるので条文ごとに解説資料が必要だという意見が出た。
- ・まちづくりの各主体が変化し納得して行動するようにならなければ条例の意味がないという意見が出たが、まちづくりがどう変わるかを期待して条例を作りたい。
- ・その他意見には、条例がはやく形になればいいという意見、この条例で何が変わるか改めて考えるのは良いという意見、基本的なことを含めもう一度勉強し直したいという意見、まちづくりの主体と役割と責務がこの条例では重要だという意見が出た。
- ・行政組織と、職員の責務を分けて書くかどうか前回会議で議論されましたが、条例案では分けて書いている。
- ・総合計画は、地方自治法では今後必ずしも作らなく

てもよいことになったが、条例の中で総合計画をどう位置づけるかが重要。

- ・総合計画、住民投票については、条例に入れたい、入れなくて良いという両意見があったが、条例案では入れている。
- ・議員との調整が今後必要になるので、議会の勉強の機会も含めて事務局で検討。
- ・協働指針と条例の整合性と関係性について、神谷先生から協働指針のののいちキャンパスの方程式を条例でも活かせないかと指摘があった。
- ・今回検討する条例案には基本理念が入っているが、条例での基本理念と協働指針の内容が同じでいいのかは議論の余地がある。
- ・野々市のまちづくりの基本が協働になっていない状態だが、あえて野々市のまちづくりが協働だと位置づけることも必要なのではないかと提案。

3. 条例構成案について

■ワーキンググループからの条例案（別紙参照）

市長への提言を5月に予定していたが、1ヶ月遅れとなっている。前回会議までにワーキンググループから条例案の全体の枠組みが出され、もう一度議論してきた条例案を検討。議会からの条例への要請は、条例案の第6条と第7条の議会の責務の中で議会の役割と責務の内容として入れ込んでいる。



■条例案に対する質疑、意見交換

【条例案全体について】

- ・全体的に文章が難しい、長い、読みにくい。全体を読む気がしない。
- ・野々市市の由来も入れてほしい
- ・歴史から書いてあるのが良い
- ・全体的にイメージを変えないと面白さに欠ける
- ・市民憲章や推進指針が知られていないので、ののい

ちキャンパスの方程式を取り入れてはどうか。

- ・条例の位置づけとして、3条の目的は市民が主体のまちづくりを推進するだけでも良いのでは。

【市民の定義について】

- ・2条の市民の定義で、事業を行う個人または団体と、活動を行う個人、法人または団体を分けた意図は。
→事業は営利活動、活動は非営利活動。事業をする者と活動をする者の扱いをどうするか。
- ・活動には外から野々市に買い物に来る人も入るか。
→野々市は特に買い物だけに来る人が多いが、買い物客を野々市市民と定義すると、野々市に来る人皆が野々市市民になってしまう。野々市に買い物だけに来る人は市民には入らない。観光客も同じ。
- ・逆に市民ではないものを規定。例えば、観光客は市民ではないと書くと市民の範囲がわかりやすくなる。
- ・地方自治法を超えて条例に市民の定義を規定することは可能。地方自治法は、まちに居住する人だけが住民だという考え方。
→地方自治法の住民という表記でなく、この条例では市民と定義する。
→野々市で働く人を市民と定義すると、働く人が住民の意見を上回った場合はどうするか。学生も多い。
- ・市民の定義の中に働く者や学ぶ者、つまり住民票を移さずに学び、働く人もまちづくりの主体とするか。
→住民票はなくても学生は野々市のアパートに住めば町費は払う。それが市民の負担かは分からないが、ごみ出しや、色々な形でまちの活動に参加している。学生を無視するよりは活かすべき。
- ・地方自治法の住民の定義を超えて、条例で市民の定義すべきではないか。住民票がなくても、まちに責任があり、まちづくりの主体となってほしいという考え方を示したほうが良いのでは。
- ・住民票がなくても、消費行動のように金沢市に住んでも野々市で納税する場合をどう定義するか。
→働く者も同じで、金沢市に住所はあっても野々市市役所で働く人もいる。
- ・応分の負担についてももう少し考えた方が良い。
- ・定義を総則に入れるより巻末の補足または資料に入れると全体構成が簡潔になるのでは。

【市政について】

- ・議会と行政が担うものが理解できないという質問があったが、市政でまちづくりではないものはあるか。
- 住民票の交付や申請が、まちづくりに必ずしも結びつかないと思われるが、市民だと証明することで、安心して安全な暮らしやすい地域社会につながる。住民票は、市民の快適な生活環境を確保するためのデータベース。
- ・まちづくりのうち市政は、行政や議会が担うもので、行政や議会が担わないまちづくりもある。市民だけでやるまちづくりもあり、企業でやるまちづくりもある。行政が担う部分に関しては市政。

【参画について】

- ・参画は実施段階だけではなく、計画段階からの参加
- ・市民が参画する事項として何が挙げられるか。
- 計画段階から参加するというと、この条例づくりも計画段階から市民が参加している。
- ・参画は意思決定に関わるというのは重要で、意思決定については市長がするのが意思決定だという話が出たが、条文の主語は誰か。
- 条文解説の中では、主語が市民という書き方。
- ・5条の第2項にも参画という言葉は出て来るが、参画または協働の機会を、とある。
- ・条文の意味は他の部署で行われるまちづくりでも参画をしていく、参画の方がより主体的という意味。

【条例の位置づけ】

- ・市の最高規範を規定したものが、国の最高規範である憲法を超えて憲法に抵触しないのか。
- 条例における最高規範という表現をあえて使わなくても良い。最高という表現ではなく、最も上位に位置づけられるという表現はどうか。あえて条例の上下関係をつくる必要はない。
- 今後条例を作ったり、私たちの気持ちが入るので憲法と同じように扱ってほしいという位置づけをはっきりする必要がある。
- 別の表現で表すならば中心的とか、代表的とか、基本的という表現がある。この条例が一番とか、まちづくりの中ではこれを中心にという表現になる。

【総合計画について】

- ・もう少しシンプルにできないか
- ・総合計画について条例の位置づけとしてこの場所で定めたのは良い
- ・まちづくり基本条例や総合計画その他条例規則との関係がわかりにくい
- ・総合計画の整合を図る程度で良いのでは
- ・逐条解説と中身が合っていない
- ・総合計画のことが書かれていない
- ・条例に総合計画が載っているのは構わないが、総合計画と条例との整合性が図られるだけでいいなら、条例に総合計画の位置づけではなく総合計画を作る規定を入れるかわからない。
- ・前回会議で総合計画の策定義務がなくなったという話が出た。平成23年に議会の議決すべき事例に関する条例という中に、構想の策定または変更に関することという定めとして市町村は議会の議決を経て総合計画をどうするか定めることとなっていた。総合計画の策定や変更に関する部分はどうか。
- 総合計画の策定や変更には議会の議決が必要なだけであって、総合計画を作りなさいという意味ではないのでは。次に計画が変わる際は議会の議決が必要。
- ・例えば新しい総合計画を作らず、第1次総合計画がずっと更新しない場合、計画期間が終われば無効。新しい総合計画を作らない場合は、議会の議決を入れて期間をのばす。
- ・まだ第2次総合計画の話は始まっていないが、総合計画を作るかどうかを条例に入れる必要がある。今作っている条例は、基本となる条例という認識はあるが最高規範という表現になるかは分からない。最高規範と他の条例との関係は、法的解釈が必要になるので、私たちはこう思うということで進める。
- ・ワーキンググループはこの条例がまちの憲法という認識で条例案を作りはじめた。大体の自治体の基本条例でもまちの憲法で、こういう表現になった。
- ・国がなくなってもこの条例で自治をしていけるか。
- ・総合計画の話は前回の持ち越し議題なので、ワーキンググループでは条例案に入れたがすっきりしない。

【まちづくりの基本理念について】

- ・4条が何を言っているかわかりますかというワーキ

ンググループから委員への質問。

- ・理念がわかりにくい、理念はあるのか。
- ・基本原則を追加すると言われたが何を想定するか
- ・基本原則は理念と別に入れた方がいいかという質問
- ・理想の市民、市民が参画するにはという話はしたが、まちづくりをどんな理念に基づいて行うかという基本理念の議論はしていない。
- ・第1条の目的に、まちづくりの基本理念・基本原則を確認という言葉が入っている。分けてあるから第1条が長いのでは。
- ・この条例は、まちづくりの基本的な事項を定めることにより、市民が主役のまちづくりを推進することを目的とするという表記でも良いのでは。
- ・シンプルイズベスト。目的は大幅に削っても良さそう。ただ、理念のところは私もまだ疑問。解説がないのはなぜか。

→ワーキンググループでも議論しきれていない。自発心の育成などはまちづくり協働指針ののいちキャンパスの方程式を書いている。条例は最高規範というスタートで、協働指針や目的が入るべきかという議論が煮詰まり、一旦委員会に出した。

- ・基本理念の中身に何を入れ込むかは、第4回会議から第8回会議までの議論で挙げた。(野々市をつくっているという自慢、連帯感、創造性、楽しく元気に幸せに、市民が自主性・自発性を持って市の課題に関わりあうためにという議論)
 - ・定義の場所を移す事に関しては条文で定めるのではなく、巻末にインデックスのように入れたらどうか。
- やはり条項の中に入れるのが一般的ではないか。
市民の定義は特に大事。行政の立場からすると、市民の定義を定義することが当たり前。まちづくりや市政については巻末で良い。市民の定義、主体を定義することは重要だが、それ以外の用語解説として4号から9号は検討の余地あり。
- ・第2条では、誰がまちづくりをするのかを定めることになる。用語の定義というよりはまちづくりの主体の定義なのでもう一度議論。
 - ・条例の位置づけも、総合計画をどうするかは持ち越し、基本理念もまだよくわからない。出された意見を事務局でまとめてからフィードバック。

■条例案第2章から5章についての議論、意見

【第2章グループ】

- ・条例はそもそも誰がどこで読むのが疑問。行政を動かすための法律なのか、市民に読んでもらうものなのかによって、条文の書き方、量、ボリュームが変わる。それがしっかり決まっていなくて、条例案の細かい部分の話ができない。
- ・ワーキンググループには時間をかけて作ってもらったが、この条例案の文章は先に読み進む力がない。私たちが条例案を作っていないからこそ見えてきた。

【第3章グループ】

- ・第3章について、第12条、13条にある「市民は〇〇するように努める」「行政は〇〇に対して適切な支援を行うもの」と共通の記述を前提条件として最初に書いてしまえば文章がすっきりする。

【第4章グループ】

- ・具体的にどうすれば収集・共有できるかが書いていないので行動に移せない。
- ・全体の話で野々市らしさが見えない、読むとすぐに野々市だとわかる文言がほしい。
- ・第4章はワーキンググループが議論を詰め切れていない部分もあるので、繰り返しの条文は直す必要あり。

【第5章グループ】

- ・24条が必要か、参画を再度考える必要がある。25条で参画については計画段階から積極的に参加する定義だが、例えば一声発しただけで計画になるか、ある程度人数を募る段階か、具体的に伝わりづらい。

■まとめ

条例についての情報を5W1Hで整理。

- ・Where (場所) : 野々市で
- ・When (期間) : いつでも
- ・Why (目的) : 市民が主役のまちづくりを推進する
- ・Who (誰が) : まちづくりを行う主体は市民と行政と議会、市長と職員、議会は議員があると定義された。
- ・What (何をするか) : 野々市市をよくする活動としてまちづくりを行う。そのための基本条例なので、

誰が何のために何をするための条例なのかもっとシンプルにわかりやすくする。

- ・ **How (どうやって)** : 野々市でまちづくりをやる上でのいちキャンパスの方程式のやり方でいいか考える必要がある。もう少し具体的なことをイメージした方がHowになるのでもう一度ワーキンググループで話し合う。※お金の部分は別

5. 閉会

■神谷先生より

- ・ 議論が最初に戻った感じを受けた。
- ・ まちづくりの定義があいまい。例えば行政が行うこと全部がまちづくりか等、人により意見が違い難しい。まちづくりのあいまいな定義をどこまで共通認識として持っていくかが重要。
- ・ 松下先生の本ではまちづくり基本条例と自治基本条例の2つの形がある。今回出た憲法の話や議会、行政、首長の役割は自治基本条例の話。もう少し狭い意味でのまちづくりを捉えた場合は、協働に重点をおいたスタイルになる。
- ・ 条例の目的は、市民が協働のまちづくりを行えるように背中を押す役割という発言が以前あった。
- ・ まちづくりには攻めと守りの2種類。守りのまちづくりは、例えば孤独死の老人を防ぐためには、民生委員が誰がどこに暮らすかを市に提出し、周りがサポートする安全安心のまちづくりなど。一方で、攻めのまちづくりは、新しいものを作っていくこと。野々市に学生が多いことを活かしまちを発展させるなど。

【委員コメント】

- ・ まちづくりに攻めと守りがあるならば、人口が増加している野々市の条例は、人口が減少している七尾市と同じにはならない。野々市も50年たてば守りのまちづくりになるかもしれないが、やはり攻めのまちづくりをやるべき。
- ・ 誰のための条例、根本を決めて会議を進めないと、ワーキンググループから条例案を出されても、結論が出ない。
- ・ これまでの議論で出てきた条例づくりのキーワード(野々市らしさ、わかりやすい表現、皆に読んでも

らえる、野々市を好きになる)を忘れがち。重要なキーワードを、皆の共通認識として一覧で確認できるものがあれば良い。

【森山コメント】

条例を作る上で重要な考え方をまとめた上で市長に提言してはどうか。次回はもう一度原点に立ち返り、中身としては何を大事にするか、条例でどんなまちを作ろうと思っているのかをまとめる。

■藤田会長より

前回、飲み会で色々深い話ができよかった。神谷先生の話でもあったように、総合計画でも保守的な部分はある。行政では大学連携を進めているが、結果的に野々市は攻めのまちづくりの方向に進むと思う。ただ、どうしても高齢者が増える現実もあることもふまえて、まちづくりのもとになる条例を決められれば良い。次回会議も皆さんに検討、意見をいただきたい。